



落語 DE 火の用心



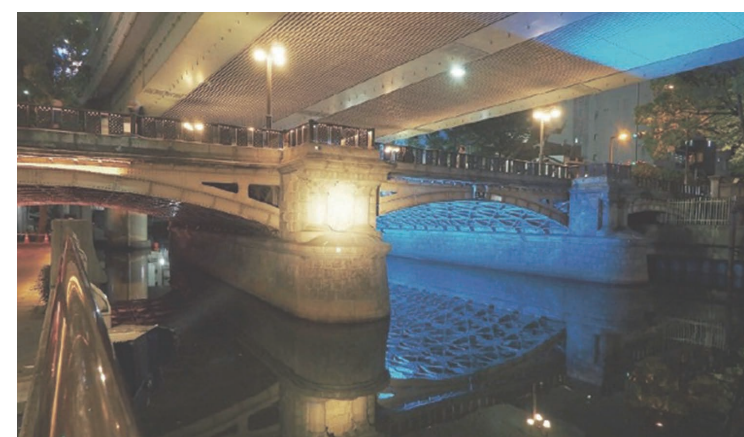
今回のお新「帯久」

えー、令和5年度から掲載させていただいております、この「落語DE火の用心」。嘘か真か「読者の方々からたいへんご好評をいただいておりますので」ということで、なんと、4年目に突入することとなりました。毎月、多彩な登場人物や情景、笑いと人情を大阪弁で伝える「上方落語」の演目から、大阪の街を守る消防職員の皆さんにとって身近で馴染みのある市内の名所などが登場するお新を、わたくし「そなえ亭恐妻」が紹介させていただきます。もちろん、火災予防啓発イベントや各種講習の場でご活用いただける消防落語も配信いたしますので、読んで・聴いて・楽しんでいただければ幸甚でございます。



さて、今月ご紹介するのは「帯久（おびきゆう）」というお新。東横堀三丁目の呉服屋、和泉屋与兵衛は、温厚な人柄で人望も厚く、商売もたいそう繁盛しておりました。一方、二丁目の帯屋の久七は癖のある陰気な男。「売れず屋」というあだ名がついているほどで、ある日のこと、経営不振のため和泉屋に借金を申し込みにやってきました。人のいい与兵衛は無利息無証文で用立てますが、ある大晦日を境に両者の立場が入れ替わってしまいます。そして十年の歳月が流れ…。

ところで、少しネタバレになってしまいますが、お新の途中に和泉屋与兵衛の呉服屋が全焼してしまう「瓦屋町焼け」と呼ばれる火災が出



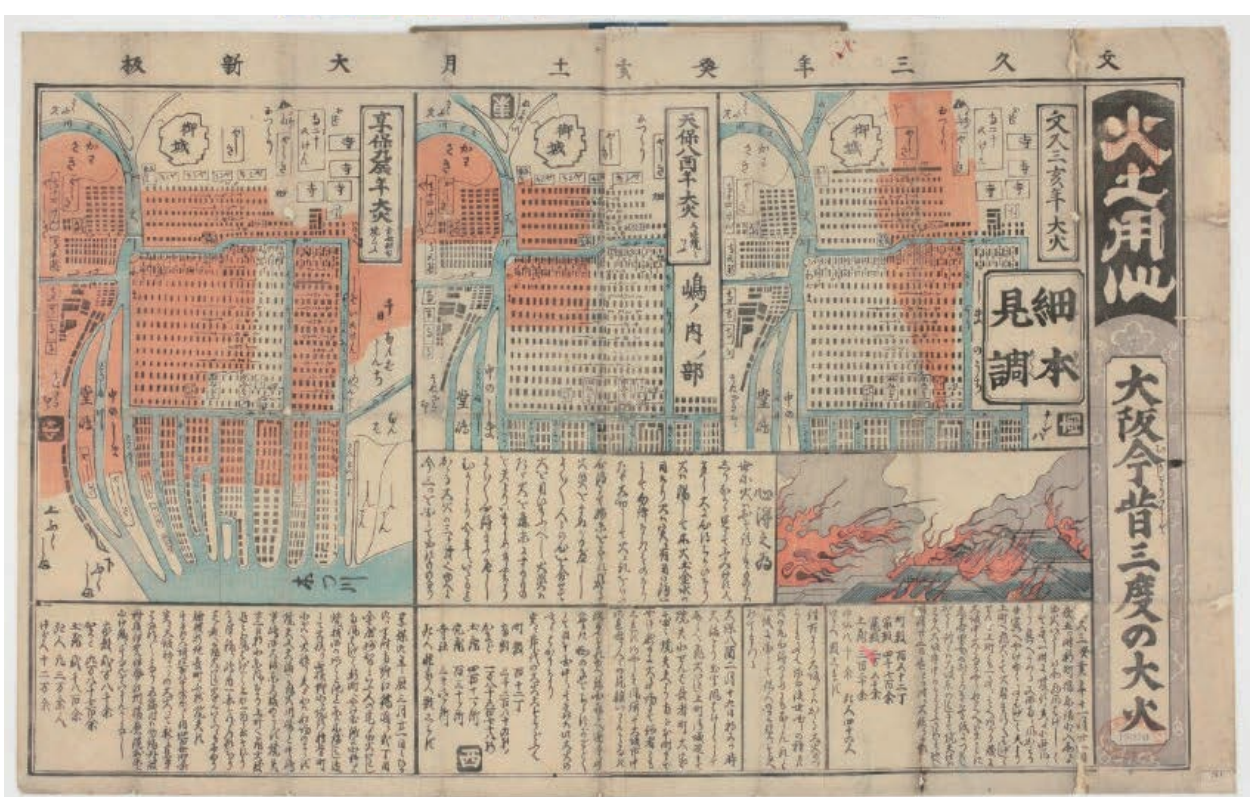
☆東横堀川の新たな魅力空間づくりのためにライトアップされた本町橋

てきます。この火災がいつ頃に発生した火災なのかといいますと、これまたお新の後半に登場します松平大限守（まつだいらおおすみのかみ）が大坂西町奉行を勤めていた頃とか。文久3年（1863年）から慶応3年（1867年）のことなので、この頃に大坂で発生した火災を調べてみますと、なんと、文久3年に江戸時代後期の大坂三大火の一つ「新町焼け」が発生しています。



同年に発行された「大阪今昔三度の大火」というかわら版によりまずと、文久3年（1863）年11月21日戌の刻（午後8時）、火災は新町橋東詰五幸町（現在の中央区南船場）から出火し、強い西風にあおられて東側へと燃え広がりました。

翌々日の23日午前9時頃にようやく鎮火したものの、北は安土町あたりから南は長堀まで、東西は玉造から西横堀までの広範囲に延焼し、四千七百軒以上の家屋が焼失しました。「新町焼け」は別名「新町橋焼け」「五幸町の大火」とも呼ばれています。お新の火災が、この大火のことなのか、それともモチーフとしたのかは分かりませんが、史実と照らし合わせてみるのも面白いですよ。



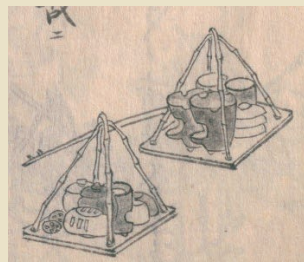
☆「火之用心 大阪今昔三度の大火」
文久3年（1863年）に発生した大火「新町焼け」の際には、過去の二度の大火、享保九年（1724年）の妙智焼け、天保八年（1837年）の大塩平八郎の乱での大火を合わせて、多色刷りのかわら版が出版されました。



さて、新シーズン開口一番の消防落語は、救急舎菜恋による火事の引越です。令和7年10月に「Oの高座をアップしていますので、是非、ご覧ください。

近世大坂庶民の暮らし講座

庶民な生活の中で親しまれた調理器具【かんてき】



☆「守貞漫稿」瓦器売の項より

関西弁で「七輪」のこと。炭火をおこしたり煮炊きをしたりするための土製の小型こんろで、瓦器売（かわらけうり）により販売されていました。バケツのような形で、割木や消し炭などを燃料に、火熾し（おこし）や煮炊き、串焼きに使われていました。裸火で使用するが前提なので土間や屋外で使用されていたそうです。「かんてき」という言葉は、怒りっぽい性質を意味する「癩癖（かんべき）」が転訛したとのことで、火が熾り（おこり）やすいことにかけたことが語源と言われています。ちなみに「七輪」の方は、ものを煮るのに炭の価が七厘で済むからというのが語源やそうです。



大阪市消防局
公式 YouTube

人材育成の ヒント Vol.13

学び直して人生をアップデート 成人学習

こんにちは、高度専門教育訓練センター人材育成担当です。

このコーナーでは人材育成を推進するにあたり、指導をする上で役立つ「ヒント」を掲載しています。指導者としての能力向上の一助となり、職場でのより良い人材育成につながることを願っております。

ー 成人学習理論（アンドラゴジー）と子供対象教育（ペタゴジー） ー

成人学習理論（アンドラゴジー）は、19世紀にドイツの教育者アレクサンダー・カップが使った言葉で、20世紀中頃にアメリカの成人教育学者マルコム・ノールズによって提唱された、成人を対象とした自己主導型学習理論です。これは学ぶ側の内発的動機付けを活かした教育手法とされています。

一方、教育現場で定着している子供対象教育（ペタゴジー）は、他者から受動的に学ぶ手法で、消防学校の初任教育などで行われていますが、一般的にこの手法は中堅層・ベテラン層に対して、効果的な学習スタイルではないと考えられています。

◎ 成人学習のポイント

成人学習では「興味を持つこと」が能力向上の出発点です。自ら興味を持った内容は主体的な学びへと繋がり、理解や定着度合いも高まります。反対に、興味がない学習は、効果が上がりにくい傾向となります。このことを踏まえて、部下・後輩の学習意欲を高める工夫として、次のポイントを意識しましょう！

✓ 「レディネス」の確認

レディネスとは心理学において「学習のための準備状態（知識や経験、環境）が整っている状態」を示す言葉です。成人学習におけるレディネスとは、組織の中での役割や階級・役職によって求められる能力が異なることを踏まえ、その立場で職務を果たすために「何を学ぶ必要があるのか」を本人が自覚することにあります。

参考例

隊員Aは10月から救助隊員に任命されるため、救助専科を受講することとなった。

〈学ぶ側の課題〉
救助の知識・技術を習得する必要がある。

消防司令補に昇任し、人事異動により新たな消防署で勤務することとなった。

〈学ぶ側の課題〉
部下育成の能力向上を図る必要がある。

✓ 「興味が湧く・主体性を引き出す」アプローチ

学ぶ側が「知りたい・学びたい」と思える環境を整えることが重要です。「やりなさい」ではなく、興味と気づきを持たせることで、理想や目標にどのように近づくかを自ら考え、主体的に取り組む力が育ちます。

参考例

興味が湧くようにアプローチ

- ✓ 若年層には分かりやすいプレゼンで背中を一押し
- ✓ 中堅・ベテラン層は同年代との世間話から興味と気づき

主体性を引き出すようにアプローチ

- ✓ 若年層には自分が理想とする将来像についての質問など
- ✓ 中堅・ベテラン層には理想のリーダー像についての質問など

担当者Fのよもやま話

新人の頃はなんでも必死に覚えようと思いますが、経験を重ねると、そんなことは少なくなりますか？それは成長の証で、新しく学んだ知識をこれまでの経験や体験と照らし合わせ、使えるもの・必要なものだけを選び取っているからです。

成人学習は「すべてをそのまま受け入れる学び」ではありません。自らの経験を土台とし、新しい知識を必要部分だけ取り込んで自分の能力をアップデートさせる作業なのです。

一方で、新人の頃は必死でメモを取り、帰宅後も復習。ところが今は「どこにメモしたんやろ？」と机の上を検索。これも経験を重ねた成長の証でしょうか？

ふるさと日記



Vol.4

このコーナーでは、大阪市消防局の職員が
素敵なふるさとをご紹介します！



色鮮やかな海に伸びる
角島大橋



風を感じるカルスト台地



城下町の風情



ぜひとも食したい瓦そば

バリバリに焼けた茶そばの上には甘辛く炊いた牛肉と錦糸卵。レモンの酸味ともみじおろしのピリッと感がアクセントに。

萩は夏みかんも有名！
町を散策していると夏みかんの木をよく見かけるよ。



まず見た目が美しい。
ポン酢につけて一口食べると、淡泊なのにしっかりとした旨味と上品な甘みが広がる。



下関の名産品 ふぐ

私のふるさととは、本州最西端に位置する山口県北部、日本海に面した萩市（人口約4万人）です。
萩市は、江戸時代に城下町として栄え、吉田松陰をはじめ多くの維新志士を輩出し、今でも城下町の風情が色濃く残る歴史と文化のまちです。歴史に興味のある方は、ぜひ萩市においでください。
「おいでませ」山口県においてなさった際の私のおすすみを紹介します。
まずは、角島大橋。晴れた日には、エメラルドグリーンやコバルトブルーの海と橋の白いライン。鮮やかに映える絶景が広がります。
次に秋吉台。日本最大級のカルスト台地で、雄大で独特な景観を堪能できます。
山口県は「ふぐ」や「瓦そば」等、ぶちうまい食文化も魅力で、景色・歴史・味覚を一度に楽しめます。
ぜひ「おいでませ山口へ」そして、萩へ。



「うどん」のお店がおすすめ！
萩市民に聞けば、すぐに分かります！

総務部施設課
消防司令補 岡 篤志

交通アクセス

- 新幹線利用〈約3時間半〉
大阪 → 新山口駅 → 萩市内
- 車利用〈約6時間〉
各地 → 美祢東 JCT → 絵堂 IC → 萩市内



現場に活かす！救急救命士国家試験問題

救急救命士を目指す者が挑む国家試験。その中でも**救急隊員が活動する災害現場で知識として身につけておくべき**内容を紹介していきます。今月は呼吸の性状に関する問題です。呼吸に何らかの異常がみられるときは呼吸様式、胸郭の動き、呼吸補助筋の使用の有無、呼吸数と呼吸の深さ、呼吸の周期について見極めます。病態から呼吸に関する観察と適切な処置をイメージしつつ、早速解いてみましょう！

第48回（令和7年3月）D問題

72歳の男性。末期大腸がんのため在宅で、塩酸モルヒネを中心静脈ラインから投与されていた。痛みのコントロールが悪く、かかりつけ医が塩酸モルヒネの投与量を日々増量していた。その後意識レベルの低下があり家族が訪問看護師を呼んだところ、以下の観察所見であった。
意識JCS100。瞳孔は両側1mm。脈拍60/分、整。血圧72/40mmHg。SpO₂値96%。

この病態で認められる呼吸パターンは図のどれか。1つ選べ。

- 1 A 2 B 3 C 4 D 5 E

ヒントレベル モルヒネ

● モルヒネはケシの実から抽出されるオピオイドで、日本では麻薬及び向精神薬取締法によって規制されている。がん患者など難治性疼痛の鎮痛目的で様々な製剤が開発されている。適切に使用すれば使用量に応じた鎮痛効果を得られるが、急性中毒では、著しい縮瞳、意識障害、呼吸抑制、血圧低下を生じる。

ヒントレベル 呼吸の性状

- 呼吸数の変化
 - ・頻呼吸 → 酸素需要が増大する状態（肺炎、心不全、ショック、発熱など）や精神的要因など
 - ・徐呼吸 → 麻薬中毒、頭蓋内圧亢進、睡眠薬の服用などによる呼吸抑制
- 深さの変化
 - ・深い呼吸（1回換気量の増大）→ 甲状腺機能亢進症、貧血
 - ・浅い呼吸（1回換気量の低下）→ 呼吸筋の筋力低下、睡眠
- 呼吸数と深さの変化
 - ・浅表性呼吸 → 血胸、気胸、多発肋骨骨折、無気肺など
 - ・過換気 → 過換気症候群、橋出血などによる中枢性過換気
 - ・クスマウル呼吸 → 代謝性アシドーシス、尿毒症
- 周期の変化
 - ・チェーン・ストークス呼吸 → 呼吸中枢の異常、重度の心不全、脳の低酸素状態
 - ・失調性呼吸 → 脳幹障害による呼吸中枢の高度な障害

解答・解説

解答 1 徐呼吸

終末期医療には麻薬投与による苦痛の緩和も含まれ、傷病者は塩酸モルヒネ投与による意識障害と著明な縮瞳を生じている。**麻薬には強い呼吸抑制作用があるため徐呼吸となる。**【←救急隊員として知っておくべきポイント】Bは浅表性呼吸、Cは頻呼吸、Dはチェーン・ストークス呼吸、Eは失調性呼吸である。

（参考・引用 株式会社へるす出版「第48回 救急救命士国家試験問題 解答・解説集」）

安積濾紙株式会社

安積濾紙株式会社は、1919年（大正8年）に創業され、高品質の濾紙及びフィルター製造を通じて、産業の促進と美しい環境作りに貢献するべく事業を展開しています。

企業活動を通じて、文化の伝承、維持、向上をはかり、常に人間社会に役立てる商品作り、人材作りを目指すことによって社会に貢献されています。

フィルター開発技術、抄紙技術、加工技術を活かし、素材から最終製品まで一貫した生産を行う機能紙メーカーとしてONLY ONE製品の供給を柱とし、GLOBAL競争に勝ち残れる企業を目指されています。



自衛消防協議会には昭和50年の東淀川自衛消防協議会発足当時から入会されて以来、同協議会事業にも積極的に参加されています。

消火技術の安全性、迅速性を競う東淀川消防技術練成会にも積極的に参加、常に上位入賞をおさめられ、職域における安全・安心を目指して、日々活躍されています。

自衛消防隊紹介

自衛消防隊長
茶谷 宗利

弊社は、濾紙という燃えやすいものを製造している為、社員の防災意識を高める活動を行っています。

今後も「絶対に火災は起こさない」安全・安心を目指し防災活動に取り組んでまいります。



女性防火クラブだより

城東区

城東区は「住宅地中心の区」で、昔ながらの商店街と新しいマンション開発が混在しています。また周囲には河川も多くその周辺には公園などがあることから、近年若い世帯からかなり人気が高く、幅広い年齢層が暮らす、活気に満ちあふれた住みやすい行政区です。

しかし過去の災害を振り返ってみると、大雨や地震の影響によりその河川からの洪水や浸水が起こった経緯があり、今後もその被害予想が懸念されています。

多くの区民が生活する城東区を災害から守るべく、又



川委員長を筆頭に16連合の城東区女性防火クラブ推進委員が協力し、「自分たちの地域は、自分たちで守る」を合言葉に活動を展開しています。

各地域で、家庭からの火災の予防や放火防止の呼びかけ、高齢者の見守り・支援などに取り組み、地域の安全に貢献しています。

今後も、日々のあいさつに防火・防災の声を添えるなど、身近で続けやすい取組を通じて、まち全体に防災意識が根付くよう活動してまいります。

「救急安心センターおおさか」で活躍する 看護師の”生の声”をお届けします！

はじめに

突然の病気やケガに、どう対応したらいいか迷った府民に24時間対応し、大阪府内の救急医療に欠かせない存在となっているのが、「救急安心センターおおさか」です。（以下、「安心センター」という。）
今回は、看護師歴15年、安心センターでの勤務歴6カ月のSさんにお話をうかがい、業務内容や日頃感じていることなど、相談員の「生の声」をお届けします。

相談員へのインタビュー

- Q1** 日々の相談の中で、どのような内容の問い合わせが多いでしょうか。
A1 全体的に発熱や腹痛に関する問い合わせが多く、小児では発熱、高齢者では怪我に関する相談が目立ちます。季節では、夏は熱中症などが増え、冬はインフルエンザなどの感染症の相談が増える傾向にあります。
Q2 特に印象に残っている相談や忘れられないエピソードがあれば教えてください。



インタビューに答えるSさん

- A2** ある利用者の方が緊急性の高い状態であったため119番へ転送し、その後無事に病院を受診され、後日、「不安だったけど安心できた」と感謝のメッセージをいただいたことが、とても嬉しい出来事でした。
Q3 相談員として安心センターで働く中で、どのような瞬間にやりがいを感じますか。
A3 利用者の方から「ありがとう」「助かった」「また相談したい」と言ってくれた時にやりがいを感じます。また、救急車利用が必要な方を適切にサポートしたり、医療資源を必要な方に届けられる点で、社会的な意義も感じています。
Q4 相談対応の中で難しいと感じることや、苦労された経験があれば教えてください。
A4 病院勤務の時は、実際に見て聞いてなど五感でアセスメント（評価と分析）できましたが、電話

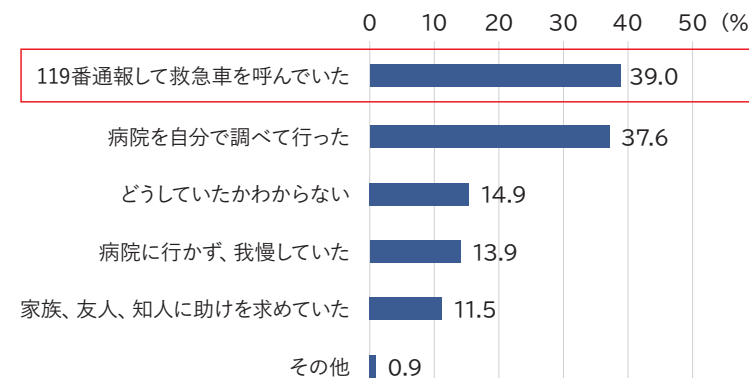


図1 アンケート調査結果

「安心センターがなかったら、その時どうしていたと思いますか？」という問いに対し、令和7年度中の利用者から得られた回答。

のみで症状の緊急度を判断することに苦労しています。また、繰り返しの相談や事業外の問い合わせ、救急車の利用が目的で症状を誇張される方の対応にも難しさを感じています。

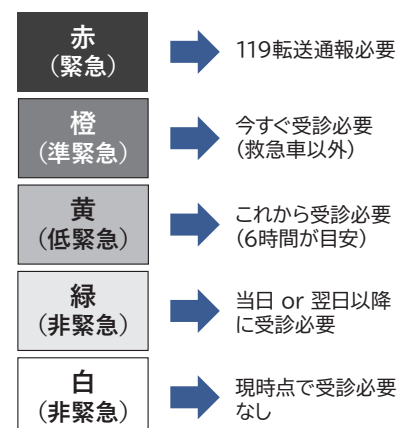


図2 緊急度判定プロトコル

ランクダウンとは？

緊急度判定プロトコルの結果を、医師の助言を受けて、その緊急度を下げることを行う。判定結果が赤(救急車が必要)の場合でも、実際に電話を受けた相談員が緊急度が低いと感じた時は、その理由を添えて、医師の助言を仰ぎ、橙(救急車は不要)にしている。

緊急度	件数
赤 (緊急)	11,310件
橙 (準緊急)	18,584件
黄 (低緊急)	13,916件

図3 ランクダウン件数 (赤→橙)

- Q5** 利用者との相談業務において、普段意識していることはありますか。
A5 控えめな訴えでも背景や経過を確認し、緊急度判定プロトコルを遵守しつつ、必要時は医師と相談し、慎重に対応しています。
Q6 救急需要の抑制として、普段、意識していることはありますか。
A6 緊急度判定プロトコルによる結果や受診の目安を分かりやすく説明し、不必要な救急要請を避けるよう配慮しています。その一方で、医師に相談した結果、緊急度が下がる場合も、相談者の立場に寄り添い慎重に判断しています。
Q7 救急隊員へのメッセージをお願いします。
A7 過酷な状況でご尽力されている皆様には、本当に頭が下がる思いです。これからも、救急車が必要な方には迅速な要請を、不要な方には医師の

- 助言を仰ぎ、ランクダウンしてご自身での受診を案内するなど、適切なタイミングでの医療機関の受診を案内し、皆様のサポートができればと考えています。
Q8 利用者の皆様に、安心センターを正しくご利用いただくためのアドバイスや注意点があれば教えてください。
A8 救急車を呼ぶかどうか、病院を受診するかどうかなど迷っている場合は、安心センターをご利用ください。ただし、薬の飲み合わせや使用方法などの相談につきましてはお答えができませんので、処方された医療機関や薬局へ、直接お問い合わせをお願いいたします。また、社会人や学生の皆様には、日頃からの健康管理に加えて、体調不良を感じた際は早めに医療機関を受診することを推奨しています。



勤務中のSさん

おわりに

安心センターでは、相談員と医師が連携し、緊急度判定プロトコルに基づいて「救急車を呼ぶべきか」「今すぐ受診が必要か」などを丁寧に判定し、利用者の皆様が安心して適切に判断できるよう、日々取り組んでいます。その結果、利用者対象のアンケート（令和7年度実施）では、88%の方から「また利用したい」という回答が得られています。

より良いご利用につなげるため、「救急安心センターおおさか電話相談利用規約」を策定し、ウェブサイトに掲載していますので、ぜひご覧ください。

今後も、利用者の皆様に寄り添いながら、安全安心を提供できるよう努めてまいります。



安心センターのウェブサイト

はじめに

大阪市内における「民泊」は、インバウンドの増加に伴い急増してきました。その一方で、騒音やゴミといったトラブルが周辺住民との摩擦を生んでいることなど、民泊に係る問題も明らかになりつつあります。

こうした社会情勢を踏まえて、令和7年度に、大阪市長をトップに関係部局（経済戦略局、健康局、市民局、環境局、計画調整局及び消防局）が参画する「民泊をはじめとする宿泊対策プロジェクトチーム会議（以下「宿泊対策PT（会議）」が開催され、課題と対応策について検討が続けられた結果、特区民泊の新規受付が終了することになりました。

今回は、大阪市内における民泊の概要を紹介するとともに、宿泊対策PT会議で対応方針が決定した「特区民泊の新規受付終了」に伴う、当局の消防法令適合通知書の交付等事務処理要綱の改正内容について取り上げます。

民泊とは？

法律上の明確な定義はありませんが、「民泊」とは、一般的に住宅（戸建て住宅やマンションなどの共同住宅等）の全部又は一部を活用して、旅行者等に宿泊サービスを提供することを指します。大阪市内で行える民泊は、事業内容によってそれぞれ別の制度に基づいて運営することが義務付けられています（表）。

いずれの事業についても、消防法令上の用途の取扱いには、消防法施行令別表第1の（5）項イ「旅館、ホテル、宿泊所その他これに類するもの」又はその部分となります。ただし、宿泊室の面積や事業形態により、「住宅」として取り扱う場合がありますので注意が必要です。

民泊申請と消防法令適合通知書

大阪市内における民泊の許可申請等は保健所が窓口となっており、申請等の際には「消防法令適合通知書」の添付が求められています。当局では、消防法令適合通知書の交付申請を受けた場合、書類審査及び立入検査を実施し、申請部分が消防関係法令に適合していることを確認したうえで、申

表 大阪市の民泊事業の比較（抜粋）

	簡易宿所等	届出住宅(新法民泊)	特区民泊
制度	旅館業法	住宅宿泊事業法	国家戦略特別区域法
申請方法	許可申請	届出	認定申請
年間営業日数	制限なし	180日以内	制限なし
宿泊日数	1泊から可	1泊から可	2泊3日以上
居室の面積	旅館・ホテル 7㎡以上／客室 ※寝台を有する場合は 9㎡以上	3.3㎡以上／人	25㎡以上
	簡易宿所 33㎡以上(客室延べ面積) ※定員数10人未満の場合は 3.3㎡／人		

請者に消防法令適合通知書を交付します。

民泊の消防法令上の取扱いには、他のホテル等と同様の規制を受け、自動火災報知設備や誘導灯といった消防用設備等の設置義務が生じる場合や、防災物品の使用、収容人員によっては防火管

■改正内容

消防法令適合通知書交付申請書（第1号様式）及び消防法令適合通知書（第3号様式）の申請理由区分の「サ 国家戦略特別区域法第13条第1項の規定による特定認定」及び「シ 国家戦略特別区域法第13条第6項の規定による変更の認定」を削除しました。（第1号様式及び第3号様式の変更）

施行日

令和8年5月30日（土）

（令和8年5月30日以降、改正前の様式での申請受付は不可）

おわりに

民泊に係る必要な消防用設備等や手続きは、事業形態や建物の状況により異なるため、消防法令適合通知書の交付には一定期間を要します。そのため、申請を検討している事業者様に対しては、関係法令等の確認や、早めの事前相談を促す必要があります。

今後も社会情勢の変化に応じて関係部局との連携を一層強化し、市民の皆様への「安全・安心」を支える消防行政の推進に努めてまいります。

重要

消防法令適合通知書

特区民泊にかかる申請
受付終了のお知らせ

受付終了日

令和8年5月29日（金）

※郵送での申請は当日消印有効となります。

期日を過ぎた申請は受付できません。

申請理由区分

サ 国家戦略特別区域法第13条第1項の規定による特定認定
シ 国家戦略特別区域法第13条第6項の規定による変更の認定

※他の事業（区分）にかかる交付申請につきましては引き続き受付いたします。

お問い合わせ先

消防法令適合通知書について 大阪市消防局予防課 06-4393-6354

特区民泊の新規受付終了について 大阪市経済戦略局観光部観光課 06-6469-5156

民泊の申請や民泊施設に関する相談、指導などについて 大阪市保健所環境衛生監視課 06-6647-0692

特区民泊にかかる申請受付終了のお知らせ



〈大阪市HP〉
大阪市国家戦略特別区域外国人
滞在施設経営事業(特区民泊)



〈大阪市消防局HP〉
民泊サービスに係る消防法令の
適用について

■新規受付終了

宿泊対策PT会議の結果、大阪市は令和7年11月17日に開催された、国家戦略特別区域会議に区域

特区民泊の新規受付終了

■特区民泊について

平成26年5月、国が指定した国家戦略特別区（特区）として、大阪全域が区域指定を受けました。この特区において実施できる事業の一つに「外国人滞在施設経営事業」があり、旅館業法の特例を活用したものを「特区民泊」といいます。

理者が必要になる場合があります。そのため、それらに係る相談や届出、審査等があり、消防法令適合通知書の交付までに一定の期間を要します。

変更新案を提出し、同年11月28日付けで「関西圏国家戦略特別区域区域計画」の変更について、内閣総理大臣から認定を受けました。これにより、令和8年5月29日をもって、大阪市内における特区民泊の新規受付が終了することになりました。（令和8年5月29日以前に認定済みの特区民泊については、従来通り営業可能）

消防法令適合通知書の交付等 事務処理要綱の一部改正

前述の内容を受け、当局においても規定整備を行い、消防法令適合通知書について、特区民泊に係る申請受付の終了を決定しました。

親睦会 だより

第 37 回 全国消防本部対抗駅伝競走大会 3 位

(令和 8 年 2 月 21 日 東京都立川市国営昭和記念公園)



東は青森県、西は島根県から全国55チームがエントリーした（うち8チームオープン参加）駅伝大会（5.0km×5）が東京都立川市国営昭和記念公園で開催されました。

大阪市チームは5大会連続の上位入賞を目指して練習に励み、大会本番に臨みました。

1区：井上（西）は各チームのエース級選手が多く出場する中、区間15位の走りで襷をつなぐ。2区：辻（福島）は区間3位の走りで7位に浮上、3区：宮武（企画）は区間4位の粘りの走りで5位と僅差の6位。4区：エース柿島（企画）は区間2位の走りで3位となり、上位入賞を目指しアンカーへ。5区：藤田（規制）が区間7位の走りを見せ、見事3位入賞を果たしました。

全員がこの一年間頑張って練習し、今の力を最大に発揮したことが上位入賞という結果につながりました。来年も好成績を残せるよう、これからの一年間も頑張っていきます。



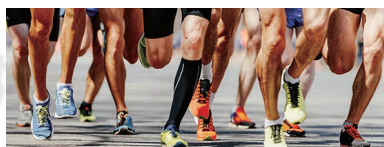
襷をつなぐ
心をつなぐ

総合結果		
1 位	東京消防庁 A	1時間 17分 33 秒
2 位	埼玉西部消防局 A	1時間 20分 10 秒
3 位	大阪市消防局	1時間 21分 23 秒
4 位	伊丹市消防局	1時間 22分 31 秒
5 位	岡山市消防局	1時間 22分 56 秒

個人結果		
1 区	井上 徹哉（西）	16分 40 秒
2 区	辻 啓太（福島）	15分 59 秒
3 区	宮武 諒成（企画）	16分 25 秒
4 区	柿島 瑞紀（企画）	15分 31 秒
5 区	藤田 悠希（規制）	16分 48 秒

区間賞		
1 区	宮本 尚樹（東京）	15分 19 秒
2 区	蟹江 達樹（埼玉西部）	15分 38 秒
3 区	南 翔太（東京）	15分 34 秒
4 区	吉澤 匡一（埼玉西部）	15分 20 秒
5 区	榎本 大修（東京）	14分 57 秒

陸上に興味のある方は、経験、未経験を問わず事務局（企画課 柿島・宮武）までお気軽にお問い合わせください。



「市民の声」から 明日のあなたの仕事に活かしたい こんな声 届いています！

【消防署へのお礼】

先日、消防署の前を通りかかった際に、2歳の息子に優しくお声がけくださり、帰ってからもずっと「ピーポーたのしかった」と嬉しそうに話していました。親子共々良い思い出になりました。皆さまの温かい対応に心から感謝しております。

【消防隊へのお礼】

海外から日本に来て生活しています。この間、誤って共有廊下の火災警報器を鳴らしてしまいました。しばらく大きな警報音が続き、どうやって止めたらいいかわからず焦っていたら、消防の方が来て止めてくれたんです。日本での生活経験が浅くて、みんなに迷惑をかけて本当に申し訳ありません。日本語も下手な私に、消防の方は優しく説明してくださった。大阪の消防士に、感謝と慰めを感じています。



広聴担当からのコメント

私たち消防職員は、市民の期待に応えるべく、国籍や年齢に関係なく、平等に、親切で丁寧な対応を心掛けなければなりません。当然の務めとはいえ、これからも、今回のような「感謝の声」をいただけるよう、市民が見ていることを常に自覚し、どのような状況でも、消防のプロとして「市民ファースト」を心掛けて行動しましょう。

【消防訓練に関する消防署の対応について】

消防署を訪問し、町会で実施している消防訓練について相談した時のことです。対応した職員から「町会の訓練は防災担当が自主的に行うもので、消防は関与しない」と繰り返され、説明や相談が進みませんでした。最終的には「別の担当に相談してみても」と言われましたが、市民側には担当の違いは分かりません。市民に分かりやすい相談体制の整備を強く求めます。

【救急隊員の言動について】

駅出口の前で転倒し、顎を切って血だらけの負傷者を見かけたため救急要請しました。居合わせた人のなかに看護師さんがおられ、負傷者を日陰に誘導し、顎をティッシュで抑える等の対応をしていました。一方、私は「喉が渴いた」と言う負傷者のために水を買に行き、救急車に場所を知らせるため道路側で待機しました。

しばらくして救急車が到着したのですが、停車した場所はガードレールの外側でした。するとベテランらしき救急隊員は、ケガをしている負傷者に「顎を押さえている手を離してガードレールを跨ぎ、歩いて救急車に向かうように」と何度も指示しました。結局、自力では困難だったため、部下に担架を出すよう指示し、負傷者は担架で運ばれていきました。「こんな事で救急車を呼ぶな」と思わせる対応で、たまたま付き添った私達がタクシーで病院に運ぶべきだったのかと、とても違和感を覚えました。



広聴担当からのコメント

これらのご意見は、消防職員の言動が市民目線から乖離したことで、不信感や不快感につながった事例と考えられます。市民にとって消防は頼りになる存在だからこそ、まずは不安や事情を受け止め、どのような場面でも、市民のお気持ちに寄り添った、親切で丁寧な接遇を徹底していきます。